

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 8 日

都内サービス付き高齢者向け住宅
登録事業者 各位

東京都福祉保健局高齢社会対策部
在宅支援課長

東京都都市整備局住宅政策推進部
民間住宅課長

サービス付き高齢者向け住宅における適切な状況把握（安否確認）の方法について

日頃から、東京都の高齢者住宅施策に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

サービス付き高齢者向け住宅における適切な状況把握（安否確認）サービスの提供については、平成28年1月7日付「サービス付き高齢者向け住宅の状況把握（安否確認）サービスに係る登録基準への不適合物件に対する指導等の徹底について（通知）」（27福保高在第801号・27都市住民第1340号）により、全ての入居者に対し、1日1回以上の状況把握（安否確認）を適切な方法により行う必要がある旨を通知しました。

状況把握（安否確認）の適切な方法については、検査時等にも指導を行っておりますが、改めて例示等を通知しますので、各登録事業者におかれましては、下記について御留意の上、当該サービスの提供を適切に行っていただくよう、お願い申し上げます。

記

1 状況把握（安否確認）の適切な方法について

- (1) 状況把握（安否確認）の方法は、入居者の姿や声を確認できる方法（注1）か、入居者の正常な行動が確認できる方法（注2）であることが望ましい。
- (2) センサーを使用する場合、人感センサーや水量センサー等から得た情報（動体、水使用量等）だけでは、入居者の安否を毎日一回以上、確実に確認できない場合が想定されるため、センサーの使用は上記（1）による状況把握（安否確認）を補助する方法とすることが望ましい。

2 状況把握（安否確認）の方法を定めるにあたっての留意事項

状況把握（安否確認）の方法は、都の「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」第2の1（1）及び2（2）を遵守した上で定めること。具体的には、状況把握（安否確認）の方法を重要事項説明書に明記し、契約前に十分説明を行うこと。また、当

該方法について入居者等に意向の確認を行い、同意を得ること。

(注1) 訪室による確認、喫食時における確認、電話等による確認など

(注2) ゴミ出しの有無による確認、特定のマグネットをひっくり返す等による確認など

以上

【連絡先】

〒163-8001 東京都 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
在宅支援係高齢者住宅担当

電話 03-5320-4273 FAX 03-5388-1395

東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課
高齢者住宅係高齢者事業担当

電話 03-5320-4967 FAX 03-5388-1481